

# 經濟論叢

第九十七卷 第二號

---

哀 辭

故吉村達次教授遺影および原稿

国債発行と金融政策	中 谷 実	1
アージュリスの組織理論(1)	田 杉 競	16
貸借対照表という用語の創出過程	高 寺 貞 男	30
独占価格と生産価格	松 石 勝 彦	51

記 事

吉村教授逝く

追悼文 (池上 惇 林 直道 松井 清)

追憶談 (坂寄俊雄 稲垣 武 原田篤己)

故吉村達次教授略歴・著作目録

---

昭和四十一年二月

京 都 大 學 經 濟 學 會

# 貸借対照表という用語の創出過程

高 寺 貞 男

## I

「会計用語 (the language of accountancy) は、ビジネス用語と同様に、単にそれがコミュニケーションのための容易な手段であるという理由だけで、一種の特殊社会の通用語 (a kind of dialect or jargon) として、特有の意味をもたしてしばしばルーズに使われるので、<sup>1)</sup> 会計社会の構成員としてその約束を了解している会計専門家の間では通じて、会計社会の外側に住んでいる門外漢にはまったく通じないか、または別の意味にとられる場合が少くない。そして、このことは、「貸借対照表」というもっともポピュラーな会計用語についても、そのまま当てはまる。なぜなら、貸借対照表という用語は、その字面から判断して、債権と債務の対照表と誤解される危険性を多分に含んでいるからである。事実、わが国で貸借対照表という用語が使われだした！ 当時において、〔磯村音介、斎藤軍八郎のような〕相当の簿記の研究者であっても、貸借の二字に囚はれ……〔「貸借対照表は、単に他人との間の貸借のみを記入するもの」と〕考えたものも少なかった……。まして、簿記を学ばなかったものは、何と考えたであろうか。言はずとも想像が出来ることと思ふ。かかる次第で〔「前記磯村、斎藤両氏共著に就き見るに、】 同書には貸借対照表といふ文字を用ひ……人名勘定のみの貸借対照表を作成してゐる<sup>2)</sup>た。

1) William J. Vatter, "Corporate Stock Equities," in Morton Backer (ed.), *Handbook of Modern Accounting Theory*, New York, 1955, p. 370.

2) 有本邦造「決算書類の名称変遷考」『会計』昭和9年11月号, 145ページ。

明治23年11月に出版された磯村音介・斎藤軍八郎の共著『商法活用帳合之法』は「貸方借方の対照表」について、つぎのように解説していた。すなわち、「此帳面は他人との間に在る貸借のみを記入する故に実際商人の身代が幾許あるやを知らんとせば更に動産不動産総目録を併せ見ざる可らず。」(久野秀男「棚卸表・動産不動産ノ総目録及び貸方借方ノ対照表の沿革」『国学院大学政経論叢』昭和36年12月号, 85ページ; 久野秀男「明治簿記制度史序説」『ビジネス・レビュー

ところで、その場合、もしも貸借対照表という用語が英語の balance sheet の訳語として造られていたならば、簿記学者の一部とはいえ、貸借の二字をその一般的意味にとり、債権と債務の対照表と誤解するようなことはおそらくおこらなかったであろう。しかし、事実はそうではなかったのである。「貸借対照表」といふ邦語の起源に就いては、明治初年に〔洋式〕簿記が英米より輸入されたに伴って、英語バランス・シートの訳語として創造されたかの如く臆測され易いけれども、英人阿爾暹湿度 Shand, Alexander Allan 述『銀行簿記精法』（明治六年刊行）にも福沢諭吉『帳合之法』（同六年乃至七年発兌）にも貸借対照表なる文字を発見し得ないばかりでなく、『帳合之法』に於ては「平均表」といふ訳語を当てゝある。加之それ以後に於ける簿記書にも、此の成語を使用

第1表 簿記書における B/S の名称

訳者または著者	書名	発行年月	B/S の名称
大藏省紙幣寮	銀行簿記精法	明治 年 月 6. 12	事例・香港上海銀行ノ身代及ヒ負債ノ抜書
福 沢 諭 吉	帳合之法 (㊦)	7. 6	平均表
小 林 儀 秀	馬耳蘇氏複式記簿法	9. 9	本財及借財正算表
加 藤 斌	商家必用 (㊦)	10. 4	差引帳(差引見認表)
森 下 岩 楠 森 島 修 太 郎	簿記学階梯	11. 10	有物及負債表
秋 元 晋	簿記法独学び	12. 5	有金及借金実算表
山 田 十 畝	人民必携簿記提要	13. 4	資産負債表
土 肥 謙 吉	簿記法独案内	(改訂) 16. 8	資産負債表
竹 田 等	校訂・商用簿記学	15. 6	資産負債表
森 下・森 島	民間簿記学	17. 8	有物負債平均表
青 柳 源 十 郎	簿記学独習	19. 6	有物負債表
飯 塚 栄 太 郎	新訳商用簿記独学	20. 9	資産負債表
藤 井 改 造	普通商業簿記手引草	20. 4	資産負債表
勝 村 栄 之 助	商用簿記学原論	22. 6	資産負債表

有本邦造「決算書類の名称変遷考」『会計』昭和9年11月号、134-43ページ；久野秀男「棚卸表・動産不動産ノ総目録及び貸方借方ノ対照表の沿革」『国学院大学政経論叢』昭和36年12月号、89-90ページにより作成。

一 昭和36年10月号、95ページ；久野秀男「財産目録・貸借対照表制度の生成経過とその問題点」『学習院大学経済論集』昭和39年10月号、70ページ；久野秀男『株式会社財務諸表論』昭和40年、24ページ。傍点一高寺)

するものなく、却って<sup>3)</sup> 第1表に示したように「明治二十年前後に至り、多くの著書は資産負債表を用語として使用するものが非常に多くなって来た傾向が認められる<sup>4)</sup>」のである。

このように、当時の簿記書「の中で一と雖も貸借対照表なる語を用ひて居るものはなかった<sup>5)</sup>」が、つぎに、明治6年から20年頃までの営業報告書(考課状)上に公表されたバランス・シートの名称について調べてみると、これまた同じ事実に直面する。すなわち、当時設立された各種の銀行は、大蔵省の強力な指導にしたがい<sup>6)</sup>、統一して A Statement of the Affairs of the Bank の訳と思われる<sup>7)</sup> 「實際報告」または「實際報告表」という名称を用い、内国通運

3) 上野道輔『新稿貸借対照表』上巻、昭和17年、2ページ。

阿爾達暹度述『銀行簿記精法』は、巻一の8～9丁間の折込「書体第二」中に、縦書で上部「借方」に資産、下部「貸方」に資本・負債を配置した「千八百七拾二年第六月廿九日」の「香港上海銀行ノ身代及ヒ負債ノ披露」を掲載していたが、本文中では、このバランス・シートのことを「差引正算書」(『日本金融史資料・明治大正編』第5巻、昭和31年、723ページ)といい、また「エーアルレンシヤント」が明治8年3月「一日月曜ヨリ同八日月曜マデ」「東京第一国立銀行」につき「検査ノ後チ乃チ記載」した『第一国立銀行暹度氏報告』では、「身代及ヒ負債ノ通計身代ノ合計及ヒ負債ノ合計也ヲ揭示セル差引残高勘定表」(『第一銀行史』上巻、昭和32年、216ページ；『日本金融史資料・明治大正編』第4巻、昭和33年、557-8ページ)。さらに「暹度氏…筆記センモノニ係ル」(『日本国立銀行事務取扱方』中『銀行雑誌』第3号(明治11年2月23日発行)所収分では、「総勘定差引残高一覽表毎月最後ノ營業日ニ於テ…総勘定差引帖ヨリ転記シタル一覽表ナリ」(『日本金融史資料・明治大正編』第6巻、昭和32年、21ページ)と記してあった。

なお、福沢諭吉訳『帳合之法』二編四の22～3丁間に折込まれた総書の「バックカルド氏所用ノ平均表」は「平均ノ改」(試算表)「仕入残品」(棚卸)「名目」(損益勘定)「元入」(資本主勘定)「事実」(「元手」=資産勘定・「私口」=負債勘定)からなる9桁の精算表式の「バランスシート」(上掲書、二編三、2丁)であった。

4) 有本、前掲論文、144ページ。

5) 岡田誠一『貸借対照表なる語の出所に就て』『会計』昭和6年6月号、55ページ；岡田誠一『簿記会計論』昭和39年、64ページ。

6) 「国立銀行資産負債ノ状況ノ報告ハ一箇年四度以上紙幣寮ニ差出スヘキコトハ〔明治6年11月15日大政官布告349号国立銀行〕条例第十二条ノ命スル所ナリ而シテ之カ報告計算ノ書式ハ紙幣頭ニ於テ定ムヘキモノナルカ故ニ大蔵省ハ明治六年十二月ヲ以テ国立銀行定期報告差出方規則ヲ草シ附屬計表書式ノ便否ヲ東京第一国立銀行ニ諮詢シテ之カ編製ヲ了ヘ同月直ニ之ヲ第一国立銀行ニ達シ次テ翌年第四第五第二ノ各国立銀行へ通達シ」(『明治財政史』第13巻、明治38年、630-1ページ)だが、そこでは、バランス・シートのことを「實際報告」(上掲書、631ページ)と呼び、また明治7年に「株株式取引ノ方法ヲ制定シ」たわが国最初の「株式取引条例」(明治7年10月13日大政官布告第107号)第35条、ついで明治9年に改正された国立銀行条例(明治9年8月1日大政官布告第106号)にそい、明治9年9月大蔵省において作成・10年6月に若干の修正をうけた「国立銀行報告差出方規則」でも、「實際報告」(『大株五十年史』昭和3年、14ページ；『明治財政史』第13巻、659ページ)という名称を用いていた。

7) その根拠は、「銀行簿記精法」が参考とし、その後「明治七年四月紙幣寮銀行課内ニ開」(上掲書、626ページ)かれた「銀行学局」の「英文教科書及び参考書として使われた「ギルバルト

会社のようにそれにならうものもでてきた。そして、明治10年代後半に入ると、第2表に示したように、営業報告書(考課状)においても、簿記書の場合と同様、「資産負債一覧表」または「資産負債勘定表」という名称が使われるようになった。

第2表 営業報告書におけるB/Sの名称

銀行・会社名	決算日	B/Sの名称
	明治年月日	
第一国立銀行	6.12.31	実 際 報 告
第五国立銀行	7. 6.30	実 際 報 告
第十五国立銀行	11. 6.30	実 際 報 告
三井銀行	13. 6.30	実 際 報 告
安田銀行	13. 6.30	実 際 報 告
横浜正金銀行	14. 6.30	実 際 報 告 表
日本銀行	16. 6.30	実 際 報 告 表
内国通運会社	7.12.31	実 際 年 報 表
東京海上保険会社	12.12.31	資 産 責 任 ノ 事
明治生産保険会社	14.12.31	資 産 責 任 ノ 事
郵便汽船三菱会社	10.12.31	資 産 勘 定 書 ・ 負 債 勘 定 書
共同運輸会社	16.12.31	総 勘 定 ノ 事
大坂商船会社	18.12.31	資 産 負 債 一 覧 表
日本郵船会社	19. 9.30	資 産 負 債 勘 定 表

『日本金融史資料・明治大正編』第3巻、昭和32年、附録、16-7、320-1、350-1、458-9、487ページ、第8巻、昭和31年、37ページ；片野一郎『日本・銀行簿記精説』昭和31年、158-9ページ；『日本通運株式会社・社史』昭和37年、148ページ；『明治大正保険史料』第1巻、第1編、第1類及追補、昭和10年、199-200ページ、第2類、昭和9年、518-9ページ；宿利重一『荘田平五郎』昭和7年、406-11ページ；『渋沢栄一伝記資料』第8巻、昭和31年、91-3、141-2ページ；『大坂商船会社・第三回実際報告』（明治18年後半季）、26-7ページ間折込により作成。

このような「資産負債表」への用語統一化の過程に、はたして政府の行政指導が介入していたかどうかは一概にはいえない<sup>8)</sup>としても、明治6年から20年

氏銀行の原書』（『得能良介君伝』大正10年、213ページ）すなわち「ギルバート氏著ス所ノブラクチカル・ティーリーテース・オン・バンキング」にかかげられている銀行貸借対照表雛形の名称がそうなのであるからである。See William James Gilbert, *A Practical Treatise on Banking*, 3rd ed., London, 1834, p. 43. (ただし、当時実際に使われたのは、これよりも後の版で、1857年発行のものと思われる。)

- 8) 国立銀行報告差出方規則では、「実際報告」という名称が用いられていたにもかかわらず、銀行課（明治13年5月より銀行局）は、のちにのべるように、明治10年12月から一年余にわたり毎月刊行した『銀行雑誌』やつづいて明治13年1月から毎年刊行した『銀行課（銀行局）第〔各年〕報告』に掲載した銀行や取引所のバランス・シートを統一して「資産負債一覧表」と呼んでいた。このことと明治10年代後半における「資産負債表」という用語の普及との間にどのような関係があったかを明らかにする資料は入手できなかった。

前後までの営業報告書(考課状)や簿記書において、貸借対照表という用語を使った事例は皆無であった。

それでは、貸借対照表という用語は何時いかなる過程で創造されたのであろうか。結論を先にいうと、それは、明治10年代後半から20年代はじめにかけて精力的におこなわれた商法編纂過程において、当時バランス・シートを意味する用語としてかたまりかけていた「資産負債表」をしりぞけて、「独逸語の Bilanz seiner Activen und Passiven なる語を訳した」<sup>9)</sup>「法文上の用語として造語せられた」<sup>10)</sup>ものである。とはいっても、商法編纂過程の頭初から貸借対照表という訳語が用意されていたわけではない。ドイツ人「ヘルマン・シー・エフ・ロエスレル」(Karl Friedrich Hermann Roesler, 1834—1894)が「千八百八十一年(明治十四年)四月ヲ以テ稿ヲ起シ千八百八十四年(明治十七年)一月ヲ以テ之ヲ終」<sup>11)</sup>えた独文『日本商法草案・同注解』(*Entwurf eines Handelsgesetzbuches für Japan mit Commentar*, 1884)の第33条第1項にでてくる eine Bilanz seiner Activen und Passiven ならびに第2項にでてくる Bilanz は、和訳『ロエスレル氏起稿・商法草案』では、それぞれ「貸方借方ノ比較表」ならびに「比較表」と訳出されていた<sup>12)</sup>。「そこで[この点に注目した論者は、このように]貸借対照表なる語は〔商法〕草案にすら使って居ないのですから、〔明治23年4月27日に公布された〕旧商法が初めて造った語であり、」<sup>13)</sup>「旧商法に於て、初めて貸方借方の対照表即ち貸借対照表なる成語が〔法律語として〕鑄造され」<sup>14)</sup>たのであると説いている。

9) 岡田、前掲論文、58ページ。(岡田、前掲書、66ページ。)

10) 上掲論文、53ページ。(上掲書、63ページ。)

11) 『ロエスレル氏起稿・商法草案』第11冊、附録「商法草案脱稿報告書」4ページ。

12) bilan (Bilanz) については、すでに「明治十一年五月印行」のブスケ氏講義・黒川誠一郎口訳『仏國商法講義』(司法省蔵版)中「明治八年十月廿七日」に「分散」(破産)を講じたところで、「他へ貸出シタル金高ト借り金トノ比較表……其比較表ヲ原語ニテ「ピラン」「ピラン」ノ字亦積書ト云フ即チ「秤量」ト云フ意味ナリ之ハ其貸借ノ金高ヲ比較シテ秤量スルト云フコトナリ」(592ページ)と解説されていたので、ここではその訳「所有ノ財産ト借り金トヲ比較シ」た「比較表」(593ページ)を踏襲したものといえよう。

13) 岡田、前掲論文、58ページ。(岡田、前掲書、66ページ。)

14) 上野、前掲書、3ページ。

ロエスレル氏起稿商法草案

第三十三条 各商人ハ開業ノ時及ヒ爾後毎翌年三月以内ニ動産不動産ノ総目録并ニ**貸方借方ノ比較表** (ein vollständiges Verzeichniss seines unbeweglichen und beweglichen Vermögens, sowie **eine Bilanz seiner Activen und Passiven**)ヲ製シ兩ナカラ別冊ノ帳簿ニ記入シテ署名スヘシ

財産目録及ヒ**比較表**ヲ製スル時ハ (Bei der Aufnahme des Inventars und der **Bilanz**) 総テノ商品及要求權利并ニ其他総テノ財産物件ニ当時ノ相場又ハ時価ヲ附スヘシ弁償ヲ得ル事ノ儘カナラサル要求權利ニ在テハ其推知シ得ヘキ損失額ヲ控除シテ之ヲ記シ又到底損失ニ歸スヘキ要求權利ハ全ク記スヘカラス

「旧」商法 (明治23年4月27日法律第32号)

第三十二条 各商人ハ開業ノ時及ヒ爾後毎年初ノ三ヶ月内ニ又合資会社及ヒ株式会社ハ開業ノ時及ヒ毎事業年度ノ終ニ於テ動産不動産ノ総目録及ヒ**貸方借方ノ対照表**<sup>\*</sup>ヲ作り特ニ設ケタル帳簿ニ記入シテ署名スルノ責アリ

財産目録及ヒ**貸借対照表**ヲ作ルニハ総テノ商品、債権及ヒ其他総テノ財産ニ当時ノ相場又ハ市場価値ヲ附ス弁償ヲ得ルコトノ確ナラサル債権ニ付テハ其推知シ得ヘキ損失額ヲ控除シテ之ヲ記載シ又到底損失ニ歸ス可キ債権ハ全ク之ヲ記載セス

\* 旧商法の独訳では、第32条第1項の「貸方借方ノ対照表」は eine Bilanz, welche ihre Activa und Passiva erkennen lässtと反訳されている<sup>15)</sup>。

以上の引用からわかるように、たしかに、旧商法第32条第1項には「貸方借

15) Oscar Borchardt, *Die Handelsgesetze des Erdballs*, Nachtrag III: Das japanische Handelsgesetzbuch, Berlin, 1896, S. 3.

方ノ対照表」という用語が、またその第2項にはそれを略称した「貸借対照表」という用語が使われている。しかし、よく調べてみると、このような用語がはじめて法文上にあらわれたのは、旧商法よりも早く、「明治十七年……五月ロエスレル氏ノ編纂シタル商法草案ヲ基礎トシテ……編纂」を始め「十九年三月……ニ至リ……議了シ」<sup>16)</sup> た商社法（会社条例）においてであった。

## Ⅱ

そこで、『商事会社条例編纂会議筆記』により、ロエスレルの「商法草案中ヲ改正シタ」<sup>17)</sup> 商社法草案の審議過程を、商法草案第33条にかかわる条文を中心に、たどってみると、「ロエスレル氏商法草案第三十二条三十三条三十四条ヲ合併シタ」<sup>18)</sup> 商社法草案第88条は、商法草案第33条と同様、第一項では「貸方借方ノ比較表」という訳語を用い、第2項では「先ニ貸方借方〔ノ〕……比較表トアルヲ以テ此ニ之ヲ略記」し、単に「比較表ト記シ「アクチーフ、パッシーフ」を冠セサル」<sup>19)</sup> 略語を使っていた。明治17年7月21日の商社法第1読会第6回において、この第88条は、第2項中「配当スル会社ハ毎半年ニ前項ニ掲クル」トナシ「規則」ヲ「規定」ト<sup>20)</sup> 修正されたが、「貸方借方ノ比較表」ならびに「比較表」という「反訳ノ当否ヲ論」<sup>21)</sup> ずるまでにはいたらなかった。

### 商社法（第1読会修正）草案

第八十八条 商社ハ其業体中ニ行ハル、慣例ニ従ヒ商業帳簿ヲ設ケ  
 総テ業務取扱上ノ事件ヲ記載スルノ義務アリトス又開業ノ時及ヒ  
 毎年初メノ三ヶ月内ニ総財産ノ目録并ニ貸方借方ノ比較表ヲ製シ  
 両ナカラ之レカ為メニ設ケタル帳簿ニ記入スヘシ

16) 志田鉾太郎『日本商法論』巻ノ一、明治32年、71-3ページ。

17) 『商社法第一読会筆記』第1巻、1丁。

18) 上掲書、72ページ。

19) 『商社法第一読会筆記』第4巻、9丁。

20) 『商社法第一読会筆記』第1巻、75丁。

21) 上掲書、3丁。



四季又ハ毎半年ニ利足又ハ益金ヲ社員ニ配当スル会社ハ毎半年ニ前項ニ掲クル財産目録及ヒ比較表ニ係ル規定ヲ履行スヘシ<sup>22)</sup>

ところが、明治18年2月6日の商社法第1読会第48回で、第268条審議の際、元老院議官「渡辺〔洪基会社条例編纂〕委員」が「比較表ハ計算表ト為スカ又ハ貸借対照表トセハ如何」と提議し、「後段ニ決」<sup>23)</sup>したので、「本条ハ左ノ如ク修正セラレタ」<sup>24)</sup>

### 商社法（第1読会修正）草案

第二百六十八条 株式会社ハ半年毎ニ総勘定<sup>\*</sup>ヲ為シ財産目録及ヒ貸借対照表 (Inventar und Bilanz) ヲ製シテ検査役ノ検査ヲ受ケ且ツ総会ノ承認ヲ経タル後之ヲ公告スルノ義務アル者トス其公告書ニハ取締役及検査役之ヲ署名スヘシ<sup>25)</sup>

\* 商法草案第268条では、abschliessen は「決算ヲ為シ」と訳されていたが、元老院議官「築作〔麟祥会社条例編纂〕委員」が「決算ハ銀行条例ニ総勘定トアルヲ以テ之ヲ採用セハ如何」と提議し、「之ニ決ス」<sup>26)</sup>

その結果、前記商法草案「第八十八条」が「第二十五条」に組みかえられて明治18年6月30日の商社法第2読会第1回に提出された時には、「貸方借方ノ比較表」は「貸方借方ノ対照表」と、「比較表」もまた「貸借対照表」と改められ、さらに「商社」が「会社」に、「及ヒ」が「及」となっていた<sup>27)</sup>が、明治18年7月28日の商社法第2読会第12回で、「独逸商法第二十八条ノ精神ヲ採用シ」<sup>28)</sup>「本〔第25〕条ハ左ノ如ク修正セラレタ」<sup>29)</sup>

22) 上掲書、71-2丁。

23) 『商社法第一読会筆記』第6巻、28丁。

24) 上掲書、29丁。

25) 上掲書、29丁。

26) 上掲書、28丁。

27) 『商社法第二読会会議筆記』第1巻、5丁。

28) 『商社法第二読会会議筆記』第2巻、18丁。

29) 上掲書、19丁。

商社法（第2読会修正）草案

第二十五条 会社ハ帳簿ヲ備ヘ其商業及財産ノ現状ヲ明知シ得ヘキ記載ヲ為スノ義務アルモノトス又開業ノ時及毎年度初ノ三ヶ月内ニ総財産ノ目録並ニ貸方借方ノ対照表ヲ製シ共ニ之レヲ別冊ノ帳簿ニ記入ス可シ

四季又ハ毎半年ニ財産目録及貸借対照表ヲ製シ前項ノ規定ヲ履行ス可シ<sup>30)</sup>

そして、これはそのまま明治19年3月2日の商社法第3・4読会第1回に「第九条」として提出され、そこで「初ノ三ヶ月内ニ」ヲ「ノ終リニ於テ」ニ「之ヲ別冊ノ」ヲ「之レカ為メニ設ケタル」ニ改<sup>31)</sup>められた。

なお、『元老院会議筆記』によると、この商社法（第3・4読会修正草案）第9条は、「会社ハ」のつぎに「其業体ノ為メ設ケラレタル規定又ハ〔第1次草案第88条の〕其業体ノ慣例ニ従ヒ」という文句を織込んで、明治19年6月10日の元老院商社法第1読会に下付されたが、そこで選出された7名の「調査委員」<sup>32)</sup>により、下付原案「第九条第二項ノ「四季」ヲ「毎三ヶ月」ト修正……「益金」ヲ「分配金」ト〔改訳が〕為」<sup>33)</sup>された。

商社法（元老院）調査報告案

第九条 会社ハ其業体ノ為メニ設ケラレタル規定又ハ其業体ノ慣例ニ従ヒ帳簿ヲ備ヘ其商業及財産ノ現状ヲ明知シ得可キ記載ヲ為スノ義務アルモノトス又開業ノ時及毎年度ノ終リニ於テ総財産ノ目録並ニ貸方借方ノ対照表ヲ製シ共ニ之レカ為メ設ケタル帳簿ニ記入ス可シ

30) 上掲書、19丁。

31) 『商社法第三・四読会文字校正会議筆記』3丁。

32) 『日本金融史資料・明治大正編』第13巻、明治34年、1084ページ。

33) 上掲書、1089ページ。

毎三ヶ月又ハ毎半年ニ利息又ハ分配金ヲ社員ニ配当スル会社ハ  
毎半年ニ財産目録及貸借対照表ヲ製シ前項ノ規定ヲ履行ス可シ<sup>34)</sup>

この調査委員報告案は明治19年6月21日の元老院商社法第2・3読会で「確定決議ト為」され、ただちに「上奏セ」<sup>35)</sup>られた。その結果として、翌20年に石川惟安が「後日我商社条例ノ発布アル時ニ彼此参照シ易カラシムル為メ務メテ我カ現行法律ノ語詞ニ充テ、」「独逸国普通商法〔中〕……商事会社ニ係ル全部ヲ翻訳シ」<sup>36)</sup>、会社条例編纂委員であった箕作麟祥の校閲を経て、明治21年1月に出版した『独逸商社法』では、Bilanzの訳語は、商社法の用語にしたがい、「貸借対照表」に統一された。ただし、1870年の第1次株式改正法によりあらたに一般ドイツ商法に追補された第239条aにでてくる三つのBilanzのうち2番目のものだけは、商法草案の訳どおりに、「比較表」と訳出されていた。このことは商社法草案審議過程における「比較表」から「貸借対照表」へのBilanzの訳語の変化を反映したものとみることができよう。

#### 石川惟安訳・独逸商社法

第一百五十五条（追加第一）<sup>\*</sup> 貸借対照表ハ左ノ規定ニ従テ之ヲ作ル可シ

第一 相場ヲ有スル証券ハ比較表ヲ作ル時ノ相場額迄ヲ以テ記入ス可シ

第二 興業費並ニ管理費ハ貸方ノ部ニ（unter die Aktiva）加フルコトヲ得ス毎年ノ計算ニ於テ其全額ヲ支出ノ部ニ加フ可シ

第三 資本額及契約ニ定メタル準備金又ハ更新ノ元資アルトキハ之ヲ借方ノ部ニ（unter die Passiva）加フ可シ

第四 貸方総額ト借方総額トノ比較ヨリ（aus der Vergleichung

34) 上掲書、1087ページ。

35) 上掲書、1106ページ。

36) 石川惟安訳『独逸商社法』明治21年、凡例、1ページ。

sämtlicher Aktiva und sämtlicher Passiva) 生シタル利益又  
ハ損失ハ特ニ貸借対照表ノ末尾ニ之ヲ記載ス可シ<sup>37)</sup>

\* 「原書ハ普通商法第八十五条乃至第二百七十条ニ係ルト雖モ……読者通覧ノ便ニ供スル為メ  
仮リニ第一条ヨリ第百八十六条ト為」<sup>38)</sup> したため、ここでは Artikel 239 a が「第百五十五条  
(追加第一)」と訳されている。

以上の考察によって、「ロエスレル」が「明治十七年一月ニ至リ……編纂ヲ  
竣」えた日本「商法草案及ヒ其説明書」<sup>39)</sup> にでてくる eine Bilanz seiner Acti-  
ven und Passiven と Bilanz の訳語を当初の「貸方借方ノ比較表」と「比較  
表」から「貸方借方ノ対照表」と「貸借対照表」へ改めることに決したのは、  
明治18年2月6日の商社法第1議会第48回であったことが明らかとなったであ  
ろう。ただし、明治19年6月21日に元老院で可決、ただちに上奏された商社法  
は公布されるにいたらなかったため、のちに「商社法中〔第9条等〕一ニノ箇  
条ヲ〔元通り〕総則ニ移シ」<sup>40)</sup> て、明治23年4月27日に公布され、ついで明治26  
年7月1日よりその一部(第32条を含む)が施行された旧商法のように、貸借  
対照表という新造の法律用語をして資産負債表という当時使われだした会計用  
語にとってかわらせる力を発揮することはできなかった。貸借対照表という法  
律用語が簿記学者により使用され、会計用語化したのは旧商法公布後であ  
り、公表会計面にあらわれるのは旧商法一部施行後である。この場合、公表会  
計における資産負債表(または実際報告)から貸借対照表への用語転換は、こ  
との性質上、旧商法の一部施行を契機として、一挙になされたのにたいし、簿  
記書上での用語の切換は、一部の簿記学者がいち早くこの「法文の語を借用  
した」<sup>41)</sup> とはいえ、かなりゆっくりと進行した。そして、その間約30年、簿記  
学者の中には、貸借対照表という法律用語の使用をさげたり、または使っても

37) 上掲書、83ページ。

38) 上掲書、凡例、1ページ。

39) 志田、前掲書、70ページ。

40) 『日本金融史資料・明治大正編』第13巻、1123ページ。

41) 岡田、前掲論文、57ページ。(岡田、前掲書、65ページ。)

資産負債表やそれに類似した会計用語と併用するものが少なかった<sup>42)</sup>。

周知のように、「日本経済の後進性とそれを補うための倒立した上からの革新の経済的基底の上には〔bookkeeping の訳語において〕「官著」の指導力は苦もなく「私訳」を圧倒し<sup>43)</sup>、bookkeeping の官訳(明治6年大蔵省訳)「簿記」が江戸時代の商人用語をそのまま当てはめた私訳(明治6年福沢諭吉=慶応義塾訳)「帳合」を容易に、ついで他の官訳(明治5-6年文部省訳)「記簿」を駆逐するのに約20年ほどしかかからなかった<sup>44)</sup>。ところが、貸借対照表という新造の法律用語が簿記書の上で資産負債表やそれに類似した会計用語に完全にとってかわるには、すでにのべたように、それよりも長い年月を要し、その間法律用語と会計用語とがオーバーラップする時期が30年近く続いている。このことは、当時の簿記学者がこの法律用語を不適切な用語として、その使用に抵抗した姿を示しているが、誰がみても、ロエスレル起稿の独文『日本商法草案・同注解』にでていゝ eine Bilanz seiner Activen und Passiven の「適訳は資産負債表であつたろうと思ふ。」<sup>45)</sup>「然るに借方と貸方とを特に顛倒して「貸方借方の対照表」と訳したのは如何なる理由に依つたものであるか、了解に苦む所である。」<sup>46)</sup> その場合、「Soll und Haben とか Debet und Kredit であつたなら、貸方借方もよいであろうが、どうも此点が少し変である。殊に資産と訳すべき Activen を貸方と訳し負債と訳すべき Passiven を借方と訳しては……少し変である。」<sup>47)</sup>

42) 「現に……明治三十年以後の〔簿記学者の〕著書にも、資産負債表なる用語が多数使用せられて居るのを見」(有本、前掲論文、144ページ)るし、「其後に至つても、東夷五郎氏の新案詳解商業簿記はその大正9年版さえ猶財政一覧表なる語を好用し、之に一名貸借対照表と小書を加へて居る程である(同書、第158頁)。佐野善作氏の商業簿記教科書の明治35年版も矢張り資産負債表即ち貸借対照表と云ひ、貸借対照表なる語は重視せられて居ないのである。」(岡田、前掲論文、56ページ；岡田、前掲書、65ページ)

43) 木村和三郎『日本における簿記会計学の発展』昭和25年、14ページ。

44) 西川孝治郎「簿記の語源について」『三田商学研究』昭和39年6月号、44ページ。

45) 岡田、前掲論文、60ページ。(岡田、前掲書、67ページ。)

46) 上野、前掲書、19ページ。

47) 岡田、前掲論文、60ページ。(岡田、前掲書、67ページ。)

## III

それでは、どうしてドイツ語の Aktiva・Passiva に簿記学の常識では納得できない貸方・借方という訳がつけられたのであろうか。

周知のように、洋式簿記が明治 6 年にアメリカやイギリスから導入された時、それに特有の簿記用語である debit・credit (または debtor・creditor) は、『帳合之法』では「ワザト原書ノマ、ニ直訳シテ借ノ処ニ借ト記シ貸ノ処ニ貸ト記シ」<sup>48)</sup>、『銀行簿記精法』では「借方・貸方」と訳されていた。(そして、その後、「借・貸」という民訳はやはり官訳に圧倒されて、「借方・貸方」が残った。)ところが、明治 14 年にはじまる商法編纂過程において大陸法系のドイツやフランスから貸借対照表法上の用語として入ってきた Aktiva・Passiva (フランス語の actif・passif) は、取引相手方(人名勘定)を主格として形成された簿記用語である借方・貸方とはことなり、あくまでも報告主体である企業を主格として観念されてきたものであった。事実、ロエスレルの『日本商法草案・同注解』第 33 条中の Activen und Passiven には seiner (「商人」の) という所有代名詞がふさされており、また、それとあい前後してわが国へ紹介された 1867 年フランス会社法 (Loi sur le sociétés) 第 34 条中の situation active et passive も、sa (「無名会社」の) という所有代名詞をふして、企業が主格であることを明示していた。したがって、このように企業を主体とする Aktiva・Passiva (actif・passif) の訳にすでに簿記用語として使われていた「借方・貸方」をそのまま当てるわけにはゆかなかったことはたしかである。というところ、いかにも、商法編纂過程で簿記用語の「借方・貸方」を一挙に逆転させて、それぞれ報告主体の資産・負債を意味する「貸方・借方」という変態の用語が急造されたかのように考えられるが、実はそうではなかったのである。われわれはかかる用語法の先例を明治 8 年下半季以降に(商法編纂着手の数年前から)各国立銀行が大蔵省の行政指導のもとに作成・報告したイギリス式の「実際報

48) 福沢諭吉訳『帳合之法』初篇一、明治 6 年、10丁。

告」(貸借対照表)上にいくらでも見出すことができる。

明治6年12月に大蔵省が作成した国立銀行定期報告差出方規則によって、「国立銀行ノ資産負債損益ノ諸勘定ハ一定ノ法式ニ従ヒ同一ノ日附ヲ以テ各其本支店ヨリ毎月及毎半季ニ於テ明細ニ之ヲ大蔵省ニ報告シ且其半季利益金ノ割合ハ株主ノ議決ヲ經大蔵卿……ノ認可ヲ得更ニ其資産負債ノ計算ト共ニ世上ニ公示スルモノト」<sup>49)</sup>されたが、このわが国最初の財務諸表規則が要求した貸借対照表の形式は、それが「銀行半季實際報告ハ其銀行本支総体ノ資産権利ト其負債義務トヲ分記スルモノニシテ第二書式是ナリ之ヲ記載スルニハ……本支総体ノ総勘定元帳ノ差引残高ヲ合計シ其借方ノ残高ヲ報告面ノ借方ニ記シ其貸方ノ残高ヲ貸方ニ記入スヘシ然ルトキハ此報告ノ借方ハ即チ銀行ノ資産権利ニシテ貸方ハ則チ銀行ノ負債義務ナリ」<sup>50)</sup>と指示していたことから明らかなように、一般式であった。その結果、第一国立銀行が「第一考課状」(明治6年下半年)で株主一同へ公示した「当銀行半季實際報告ハ第二書式ノ通」<sup>51)</sup>りに一般式をとり<sup>52)</sup>、また、第四国立銀行が「第二回半季報告」(明治7年下半年)により株主へ公示した縦書の貸借対照表も、右から「貸方[として]銀行ノ負債義務ニ属スル分」、つぎに「借方[として]銀行ノ資産権利ニ属スル分」<sup>53)</sup>を記載していた。

しかし、一般式は長続きすることなく、明治8年の下半年からイギリス式に切換えられた。この間の事情を第一国立銀行「第五考課状」(明治8年下半年)は簡単に「半季實際報告計表追テ御改正可相成候得共当半季分ノ差出方十二月十五日紙幣寮ヨリ御達ニ付右ニ従ヒ上呈致シ候」<sup>54)</sup>とのべているが、この場合「第壹号表式ノ通」<sup>55)</sup>りに作成・公示された当銀行半季實際報告はイギリス式

49) 『銀行課第一次報告・自明治六年七月至明治十二年六月』90ページ。

50) 『明治財政史』第13巻、633-4ページ。

51) 『日本金融史資料・明治大正篇』第3巻、昭和32年、附録、6ページ。

52) 上掲書、附録、16-7ページ。

53) 上掲書、附録、263-4ページ。

54) 上掲書、附録、70ページ。

55) 上掲書、附録、70ページ。

で、「借方」に「政府ヨリ借」「人民ヨリ借」「他店ヨリ借」「補正勘定」「株主ヨリ借」「本支店役員ヨリ借」「純益金」をおき、「貸方」に「政府へ貸」「人民へ貸」「他店へ貸」「補正勘定」「銀行所有物」「金銀有高」<sup>56)</sup>をもってきていた。このように、第一国立銀行では、「第五季(明治八年下半季)から負債が借方、資産が貸方に計上……されるようになった」<sup>57)</sup>が、第四国立銀行でも、「第四回下半季報告」(明治8年下半季)に公示した縦書の貸借対照表から、貸方借方の中身をいれかえて、「貸方[として]銀行ノ資産権利=属スル分」「借方[として]銀行ノ負債義務=属スル分」<sup>58)</sup>を掲げるようになった。

なお、それと同時に、『東京日日新聞』紙上に公告された第四国立銀行の明治8年下半季「第四回半季報告」(明治9年1月29日・第1240号掲載)や第五国立銀行の明治8年下半季「第五回報告」(明治9年2月7日・第1247号掲載)の縦書の貸借対照表でも、それまで「借方 銀行ノ資産権利=属スル分」「銀行借方=シテ資産=属ス」といていたのを改め、資産権利に属する項目を「貸方」「貸方勘定ノ部」に移した。ただし、第一国立銀行では、すでに明治7年上半年季「第二回半季報告」(明治7年7月22日・第749号掲載)の縦書の「貸借勘定表」から、「渡シ方 銀行ノ負債義務=属スル分」「受ケ方 銀行ノ資産権利=属スル分」という用語を使っていたため、新聞「公告財務諸表において……「受ケ方」・「渡シ方」の用語に代えて「借方 銀行ノ負債義務=属スル分」・「貸方 銀行ノ資産権利=属スル分」として英国式貸借対照表の構造を反映する様式をとり出した」のは半年おくれ、「明治9年上半年季」<sup>59)</sup>「第六回報告」(明治9年7月22日・第1388号掲載)においてであった。

56) 上掲書、附録、72-3ページ。

57) 『第一銀行史』上巻、266ページ。

58) 『日本金融史資料・明治大正編』第3巻、附録、265ページ。

59) 片野一郎『日本・銀行簿記精説』昭和31年、135ページ。

ただし、それよりも前の「明治八年八月一日の臨時〔株主〕集会で当行の業務刷新が議せられたとき、減資後の当行の営業収支の見込が発裁されたが」(『第一銀行史』上巻、260ページ)、その場合の「第一国立銀行向後営業=付資本金使用方法」と呼ばれる見積貸借対照表はイギリス式により、「資本金〔を〕借方」「使用方法〔を〕貸方」(上掲書、260-1ページ；『波沢栄一伝記資料』第4巻、昭和30年、178-9ページ)としていた。



ところで、その後間もない「明治九年九月大蔵省ニ於テハ国立銀行報告差出方規則ヲ作り尋テ十年六月之ニ些少ノ修正ヲ加ヘ当時開業セル各国立銀行ニ下附シテ自今該規則ニ照準スヘキ旨ヲ達シ同時ニ考課状雛形ヲモ配布」<sup>61)</sup>したが、その「附属別冊に定められた半季実際報告……の様式をみるに、……〔やはり〕借方側・貸方側の記入内容が全く逆になってお」<sup>62)</sup>るイギリス式であったので、各国立銀行が考課状に公示した「実際報告」はいぜんとして「借方」に「政府ヨリ借」「人民ヨリ借」「他店ヨリ借」「株主ヨリ借」等を掲げ、「貸方」に「政府へ貸」「人民へ貸」「他店へ貸」等をおき、また『東京日日新聞』や（田口卯吉がシャンドのすすめにより明治11年1月に発行しだした）『東京経済雑誌』に公告した縦書の貸借対照表も、「借方〔として〕銀行ノ負債義務ニ属スル分」「貸方〔として〕銀行ノ資産権利ニ属スル分」を記載していた。

なお、それに先だち、大蔵省銀行課（明治13年5月から銀行局）が、田口卯吉らに命じて、明治10年12月から刊行した『銀行雑誌』の第5号（明治11年4月29日発行）・第6号（明治11年5月29日発行）・第7号（明治11年6月29日発行）・第8号（明治11年7月30日発行）・第11号（明治11年10月29日発行）や、ややおくれて、明治13年1月に（明治6年7月から12年6月にいたる分を一括して）『銀行課第一次報告』を編製して以来、続けて刊行した『銀行局第〔各年〕次報告』に掲載された「各国立銀行資産負債一覧表」<sup>63)</sup>は、横書・縦書の二通りがあったが、すべて明治10年の国立銀行報告差出方規則附属別冊と同様、「借方即チ負債ノ部」「貸方即チ資産ノ部」<sup>64)</sup>とするイギリス式に統一されていた。特に、後者の場合、「各〔国立〕銀行ノ半季実際報告ニヨリ〔編製の〕明治七年以来ノ資産負債一覧表」<sup>65)</sup>がイギリス式に「国立銀行資産負債即チ貸借ノ総計ヲ挙」<sup>65)</sup>ていたばかりではなく、そこに掲げられた「東京大坂株式取引所資

61) 『明治財政史』第13巻、658ページ。

61) 片野、前掲書、149ページ。

62) 『日本金融史資料・明治大正編』第6巻、40、48-9、59-60、62-5、76-7、96ページ。

63) 『銀行局第二次報告・自明治十二年七月至明治十三年六月』21ページ。

64) 『銀行課第一次報告・自明治六年七月至明治十二年六月』91ページ。

65) 『銀行局第二次報告』12ページ。

産負債一覧表」<sup>66)</sup> (明治11年12月31日) や「横浜洋銀取引所資産負債一覧表」<sup>67)</sup> (明治12年6月30日) まだが左側に「株主ヨリ借」「仲買人ヨリ借」等を、右側へ「政府へ貸」「仲買人へ貸」等をおき、また「横浜正金銀行」の「十三年六月二十日ニ於ケル資産負債一覧表」<sup>68)</sup> が縦書で「借方」(上部)に「政府ヨリ借」「人民ヨリ借」等を、「貸方」(下部)に「政府へ貸」「人民へ貸」等を配置していたことに注意する必要があるであろう。

さらに、「明治十三年上半季ノ頃ニ及ンテハ……大蔵省銀行局ニ於テハ……銀行局年次報告編制方ノ都合アリテ……考課状ノ体裁ヲシテ様ナラシメンコトヲ慾シ」<sup>69)</sup> 指導を強化したが、以上みてきたような大蔵省銀行課(のちの銀行局)により明治8年下半季から開始されたイギリス式貸借対照表への統一化運動は、その所管外の企業にも影響をおよぼした。たとえば、駅通寮の所管に属する内国通運会社が「始めて決算報告書を作りたるは、実に明治十二年四月にして、其際明治七年一月一日より同十一年十二月三十一日迄五ヶ年間即ち第一回より第五回に至る迄の決算の大要を取纏め、之を株主に報告したると同時に、之を公表」<sup>70)</sup> したが、その第1回、第2回、第6回の「決算報告書」中の「実際報告年表」<sup>71)</sup> をみると、いずれも「借方」(左側)に資本・負債を、「貸方」(右側)に資産を配する「英国式」<sup>72)</sup> をとっていた。

もちろん、国立銀行以外の銀行において、一般式をとるものがなかったわけではない。たとえば、「安田銀行」の「第二期尙回明治十三年上半季實際考課状」に載っている縦書の「半季實際報告」は、「借方差引残高」(上部)とし

66) 『銀行課第一次報告』200-1ページ間折込。

ちなみに、「大阪株式会社取引所第一回半季實際考課状(十一年末)によれば勘定一覧表と題し形式は英国式で縦表である(西川孝治郎『明治初期貸借対照表史考』『産業経理』昭和23年5月号、29ページ) った。

67) 『銀行課第一次報告』210-1ページ間折込。

68) 『銀行局第二次報告』148-9ページ。

69) 『明治財政史』第13巻、665-6ページ。

70) 『国際通運株式会社史』昭和13年、161ページ。

71) 『日本通運株式会社史』昭和37年、148、160ページ；松井直信『日本通運経理規程小史』昭和33年、17ページ。

72) 上掲書、16ページ。

て資産を、「貸方差引残高」(下部)として負債・資本を掲げていた<sup>73)</sup>。また、「横浜正金銀行 明治十四年上半季実際報告表」のように、「借方」「貸方」という用語を廃し、単に「資産ノ方」(左側)「負債ノ方」(右側)と呼称するものもあった<sup>74)</sup>。しかし、これらは例外であって、大蔵省『銀行局第三次報告』に掲載された「横浜正金銀行」の「明治十四年六月」「末日ニ於ケル資産負債ノ実況」についての縦書の「一覧表」がイギリス式に編成がえされ、「借方摘要」(上部)に負債・資本を、「貸方摘要」(下部)に資産を配置していた<sup>75)</sup>ことからわかるように、大蔵省銀行局は「借方即チ銀行ノ負債」<sup>76)</sup>「貸方即チ銀行ノ資産」<sup>77)</sup>とする方針を貫いていた。

さて、以上考察してきたように、商法編纂着手前の公表貸借対照表は、若干の例外はあるにせよ、そのほとんどが、大蔵省銀行局の指導の下に、イギリス式に統一され、「借方 負債義務ニ属スル分」「貸方 資産権利ニ属スル分」とする実務が確立しつつあった。そして、この場合、公表会計用語としての「貸方・借方」は、簿記用語としての借方・貸方とことなり、あくまでも報告主体である企業を主格として、企業の「資産権利・負債義務」を意味するものであったのである。したがって、明治14年にはじまる商法編纂過程において、大陸法系の諸国から、やはり報告主体である企業を主格としてその資産・負債を意味する貸借対照表法上の用語 Aktiva (actif)・Passiva (passif) が導入された際、すでにわが国の公表会計上で使われていた二様の統一用語をそのままいかして、前者に「貸方」または「資産権利」、後者に「借方」または「負債義務」という二重の訳をつけたとしても、決して不思議ではないであろう。事実、「明治十五年三月三十一日……大政官内ニ……置」かれた「商法編纂局」<sup>78)</sup>が「千八百七十年巴里ニ於テ刊行シタル」「仏国法学博士リウヒエール氏ノ編

73) 『日本金融史資料・明治大正編』第3巻、附録、487ページ。

74) 片野、前掲書、158-9ページ。

75) 『銀行局第三次報告・自明治十三年七月至明治十四年六月』73-4ページ。

76) 上掲書、35ページ。

77) 上掲書、37ページ。

78) 志田、前掲書、70ページ。

著スル……「レペチジョン・エクリート・シュール・ル・コード・ド・コンメルス」……第六版<sup>79)</sup> (H. F. Rivière, *Répétitions écrites sur le Code de Commerce*, 6<sup>e</sup> éd., Paris, 1870) を「合訳」し(商法編纂委員「長森敬斐」の校正を経て)、「明治十五年八月印行」した『仏国商法復説』第1編をみると、1867年フランス会社法第34条中の un état sommaire de sa situation active et passive<sup>80)</sup> は「会社ノ資産権利ト資産〔負債の誤〕義務トノ景状ヲ明ニスヘキ畧記目録<sup>81)</sup>」または「貸方及ヒ借方ノ景況ノ一覽表<sup>82)</sup>」(傍点一高寺)と二様に訳されていた。

ところが、『ロエスレル氏起稿・商法草案』では、このの性質上、「アクチーフ」貸方及ヒ「パッシーフ」借方<sup>83)</sup>または「資産権利……負債義務<sup>84)</sup>」と二様の訳をするわけにはゆかなかつたので、公表会計上「資産権利・負債義務」にたいする冠詞的記号として使われていた「貸方・借方」の方を選んで、すでにのべたように、その第33条中の eine Bilanz seiner Activen und Passiven

79) 商法編纂局翻訳『仏国商法復説』第1篇、明治15年、附言、1ページ。

80) この un état sommaire de sa situation active et passive は、ein summarische Übersicht der Aktiva und Passiva (Ilmari Kovero, *Die Bewertung der Vermögensgegenstände in den Jahresbilanzen der privaten Unternehmungen*, Berlin, 1912, S. 21); eine zusammenfassende Übersicht der Aktiva und Passiva (Robert Stern, *Buchhaltungs-Lexikon*, Bd. I, Berlin, 1917, S. 389); eine summarische Uebersicht ihrer aktivischen und passivischen Lage (ter Vehn, „Die Entwicklung der Bilanzauffassungen bis zum AHGB“, *ZfB*, 5, Sonderheit, 1929, S. 22)と独訳され、また summary statement of the position (Kettridge, *French-English and English-French Dictionary of Commercial and Financial Terms, Phrases & Practice*, London, 1962, p. 123)と英訳されているが、Rohbilanz (Heriman Veit Simon, *Die Bilanzen der Aktiengesellschaften und Kommanditgesellschaften auf Aktien*, 2. Aufl., Berlin, 1898, S. 49)という意訳もあり、さらにフランスの論者によって Cet état sommaire est une simple balance de vérification (B. Calmès, *Administration financière des entreprises et des sociétés*, Paris, 1928, p. 315); ……une balance de vérification, appelée quelquefois à tort; Bilan provisoire (Rohbilanz). Cett balance renferme tous les soldes actifs et passifs du grand-livre, mais elle diffère essentiellement du bilan, en ce que les comptes n'y sont pas apurés (Ed. Folliet, *Le bilan dans les sociétés anonymes*, Paris, 1913, p. 4)と解説されていることからすると、正しくは、貸借対照表ではなく、残高試算表である。

81) 商法編纂局翻訳『仏国商法復説』第1篇、204ページ。

ここでは、「負債義務」と訳すべきところを誤って、「資産義務」としていたが、会社の「決算」(清算)を解説した個所では、正しく「負債義務」(上掲書、300ページ)と訳していた。

82) 上掲書、336ページ。

83) 上掲書、296ページ。

84) 上掲書、300ページ。

に「貸方借方ノ比較表」(傍点一高寺)という訳をつけたので、その後、Aktiva (actif)・Passiva (passif) の訳語は「貸方・借方」に統一された<sup>85)</sup>。という  
と、いかにも、商法編纂過程に関係した当時の法律専門家は簿記上の「借方・  
貸方」の意味を知らずに、表面上それを逆転したにすぎない「貸方・借方」を  
貸借対照表法上の用語としたようにみえるが、事実は逆であった。このことは、  
商法編纂局がつづいて訳出し、「明治十八年八月印行」した『仏国商法復説』の  
「書式之部」(Formulare)「第二卷商業簿冊ノ事」(Des Livres de Commerce)  
をみても、  
「商事勘定ノ略解」(Observations sur la Comptabilité commerciale)をしたところで、  
「大帳 [grand-livre=元帳] = 於テハ前丁ノ裏ト  
後丁ノ表面ト相対センメテ一葉ト為シ之ヲ取引先ノ各勘定部トス其姓名ヲ中央  
ノ頭上ニ記シ借 [DOIT]ノ語ヲ左丁ノ上ニ記シ貸 [AVOIR]ノ語ヲ右丁ノ上ニ  
記ス借方ニハ其取引先ヲシテ負債主 [débiteur] 貸方ニハ其債主 [créancier] タ  
ラシムルモノヲ記ス」<sup>86)</sup>と、人名勘定ならびにそこにおける借方・貸方の意味  
を解説していたことからもうなずけるであろう。このように、彼等が簿記上の  
借方・貸方の意味を知っている以上、それと混同をさけるためには、「資産・  
負債」というそのものズバリの用語をとるべきであったのに、意味する内容が

85) 明治20年頃に出たフランス法系の商法学者の著書中には、統一訳にしたがいが、フランス会社法第  
34条第1項中の un état sommaire de sa situation active et passive を「会社ノ貸方及ヒ  
借方ニ付キ略表」(岸本辰雄〔商法編纂委員・会社条例編纂委員〕『仏国商事会社法講義』明治  
20年、147ページ、傍点一高寺)「其貸方借方ノ略景状書」(飯田宏作『仏国商法講義』発行年不  
明、商事会社篇講義附録、19ページ、傍点一高寺)と訳し、第2項の le bilan に「貸借決算書」  
(同上)という訳をつけるものがでてきた。

もつとも、actif et passif のかかる統一訳にまともるまでには、dettes actives et passives  
(債権と債務)の訳と区別することなく、un état sommaire de sa situation active et passive  
とフランス商法 (Code de Commerce) 第9条中の un inventaire des ses effets mobiliers  
et immobiliers et de ses dettes actives et passives にそれぞれ「其負債及ヒ貸金ノ実況表」  
(大井憲太郎訳『仏国商工法鑑』明治10年、第6巻、47ページ、傍点一高寺)と「其所有物及ヒ  
其貸金并ニ負債ノ目録」(上掲書、第2巻、76ページ、傍点一高寺)、または「貸高及ヒ借高ノ摘  
要目録」(森順正・ボアソナード訓定『商事組合法』明治19年、271ページ、傍点一高寺)と「動  
産不動産ノ価額並ニ会社ノ貸高及ヒ借高ヲ指示シタル目録書」(同上、傍点一高寺)という訳を  
ふした事例がみられるが、この場合、actif を意味する「貸高」には「諸負債主 (débiteurs  
divers)」のみならず「在庫品物、金庫 (caisse)、請取手形、不動産、……株式、動産、道具、  
見世株 (fonds)」(商法編纂局翻訳『仏国商法復説』書式之部 (大政官蔵版)、明治18年、328ペ  
ージ)が含まれていた。

86) 上掲書、18ページ。

簿記上の借方・貸方とは反対であるだけに、きわめてまぎらわしい「貸方・借方」の方を選んだことは、完全なる失敗といわざるをえない。たしかに、この場合、商法編纂局の訳になる『仏国商法復説』の「書式之部」は『ロエスレル氏起稿・商法草案』よりもおそくでているが、それにしても、旧商法の公布までには、一度選んだ「貸方・借方」という誤解されがちな用語をすてて、「資産・負債」という用語にかえる時間的余裕は十分あったはずである<sup>87)</sup>。もし、この段階で、Aktiva (actif)・Passiva (passif) の訳として「資産・負債」をとっていたならば、Bilanz (bilan)→balance sheet の訳も「資産負債表」というスッキリしたものとなったばかりでなく、後年貸借対照表法上の「貸方・借方」と簿記上の借方・貸方の関係をめぐって「貸借対照表形式論争」をくりかえす無駄がはぶけたことはたしかである。

87) フランス商法破産篇第439条に規定された破産者が届出る le bilan (balance de l'actif et du passif) は、当初、「積書」(翻訳局訳『仏蘭西法律書』下巻、明治8年、704ページ)以外に、「凡テ権利ニ属スル分ト義務ニ属スル分トヲ明記シタル」「財産取調書」(箕作麟詳・大井憲太郎訳『仏国法律提要』明治12年、第6巻、149ページ)とも訳されていたが、明治20年頃には、「資産負債明細書」(ブーフ著・司法省訳『仏国商法略論』明治20年、570ページ、傍点一高寺)とか、「財産及負債ノ形状書」(松室致『仏国商法講義』第2巻、発行年不明、13ページ、傍点一高寺)と訳されるようにすらなっていたのである。